

滋賀県立大津高等学校 生徒心得

1. 遅刻指導および登下校時の注意

- (1) 登校については、8:35分までに校地内に入り、遅刻しないようにする。
(京阪膳所・JR膳所駅に8:20分台までに到着する電車に乗るように心がける)
月に5回以上遅刻をした生徒に対しては、遅刻に関する特別指導を行っています。
- (2) 登下校は標準服をきちんと着用し、校章をつける。服装等の校則は以下のとおりです。
- ①標準服(制服)以外は着用しない。
 - ②シャツは白色カッター。(ブラウスは不可)
 - ③上着の下にセーター等を着る場合は、黒、紺、白、ベージュ、茶、灰色の単色のもの。
パーカーは禁止です。
 - ④スカートの丈は膝程度の長さ。(長すぎても、短かすぎてもいけません。)
女子用制服としてスラックスも選択できます。
 - ⑤ソックスの色は白、黒、紺の単色。ストッキングの色はベージュ・黒色。
 - ⑥防寒着を着用する場合は高校生らしく、通学に適したもの。色については、派手でない落ち着いた色合いのもの。革ジャンパー、カーディガン、セーター等は禁止。
 - ⑦通学靴、靴は高校生らしく、機能的なもの。
 - ⑧パーマ、脱色、染色、エクステンション等は禁止。
 - ・頭髪加工は一切しないこと。ストレートパーマ、アイロン、過度のドライヤー等も禁止。毎月、服装頭髪検査を実施します。違反した生徒には直すように指導をしています。
 - ・生まれつきの茶色い髪やくせ毛については、届け出をしてください。
 - ・過度な刈上げも禁止。
 - ⑨ネックレス、指輪、イヤリング、ピアスなどの装飾品類は、全て禁止。
 - ⑩化粧(口紅、アイシャドウ、つけまつ毛、マニキュア、眉毛を剃る等)は全て禁止。
- (3) 各自で昼食を持参してください。原則放課後まで、校外に出られません。
(パン販売が昼休みあります。)

2. 携帯電話(スマートフォン)についての注意

- (1) 授業中は使用禁止。授業中の使用や携帯電話が鳴った場合は指導します。
- (2) 考査中の教室への持込は厳禁。考査中に携帯電話の持ち込みや使用が判明した場合は考査不正行為とみなし、特別指導を行います。
- (3) 「情報モラル」を守り「他人への中傷」「いやがらせ」メールやSNSへの投稿は絶対にしないこと。そのような行為が判明した場合は、特別指導を行います。
また、安易に個人情報を提供するなど軽率な行動はとらないこと。
- (4) 携帯電話等のフィルタリングを利用し、安全確保に努めるようにしましょう。

3. アルバイトについての注意

- (1) 課業中のアルバイトは原則禁止しています。ただし、経済的事由等で許可する場合があります。
- (2) 長期休業中は、成績等に問題のない場合、期間の最大2分の1を上限に許可しています。
- (3) 無届けアルバイトが発覚した場合、厳しく指導を行います。

4. 原付・自動二輪車、普通自動車についての注意

- (1) 原付・自動二輪車、普通自動車の免許取得並びに運転は禁止です。無免許運転も禁止です。これに違反する場合は、特別指導を行います。
- (2) PTAとの申し合わせにより、「3 + 1 ない運動」を実施しています。
“免許を取らない、乗らない、買わない、親は子どもの要求に負けない” というものです。
- (3) 交通法規を守り、加害者・被害者にならないようにしましょう。

5. 自転車通学についての注意

- (1) 自転車通学は登録制で許可しています。原則として学校から通学距離が半径1.5 km以上。
その他、ボート部、カヌー部の生徒には、部活動の移動の際に必要なため許可しています。
- (2) 自転車の二人乗り、傘さし運転、携帯電話やイヤホンをしながらの運転は大変危険です。
近年、自転車による事故が急増しています。もし加害者になった場合、莫大な慰謝料、治療費を請求されるケースもあります。また、道路交通法の改正以降、自転車運転に対する罰則が厳しくなりました。交通ルール・マナーをしっかりと守り、交通安全に努めてください。

以上